

報告第9号

資金不足比率の報告について

令和3年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和4年9月30日報告
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

記

1 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------|--------|---------|
| 水道事業 | — | 20.0 |
| 公共下水道事業 | — | 20.0 |

2 監査委員の意見 別添のとおり

4 城監第 2 1 号
令和 4 年 9 月 2 日
(2022 年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市監査委員 川 村 和 久

城陽市監査委員 奥 村 文 浩

令和 3 年度 (2021 年度) 城陽市経営健全化審査
の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 3 年度 (2021 年度) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

令和3年度（2021年度）経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項及び城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

令和3年度（2021年度）資金不足比率

3 審査の期間

令和4年（2022年）7月12日から令和4年（2022年）8月29日まで

4 審査の着眼点（評価項目）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適法かつ正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の実施内容

市長から提出された資金不足比率算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されていることを確認した。

6 審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、資金不足比率は適正に算定されているものと認められる。

| 区分 | 比率名 | 令和3年度 | 経営健全化基準 |
|---------|--------|----------|-------------|
| 水道事業 | 資金不足比率 | (%) — | (%) 20.0 |
| 公共下水道事業 | 資金不足比率 | — | 20.0 |

(1) 水道事業の資金不足比率

令和3年度(2021年度)の水道事業の資金不足比率は、資金剰余額が生じているため、該当しない。

なお、令和3年度(2021年度)の流動資産から流動負債(企業債を除く)を減じた額は20億8,579万円であり、令和2年度(2020年度)の23億1,298万円と比較すると2億2,719万円の減少であり、主に流動負債の増加によるものである。

(2) 公共下水道事業の資金不足比率

令和3年度(2021年度)の公共下水道事業の資金不足比率は、令和3年度(2021年度)の流動資産から流動負債(企業債、他会計借入金を除く)を減じた額、17億6,350万7千円が資金不足となるものの、解消可能資金不足額34億388万円を下回るため、該当しない。

(3) まとめ

資金不足比率は、いずれも国の示す基準では健全段階の範囲にあるが、この比率はあくまでも経営状況の健全性の度合いを示す目安と考えるべきである。

特に公共下水道事業は、以前より資金不足が生じており、水道事業会計等からの一時借入に依存している経営状況である。

令和3年度には、こうした厳しい経営状況を踏まえて、下水道使用料の改定や一般会計繰入金の増額を行い、経営改善の兆しが見えてきている。

したがって、今後も資金不足の解消に向けて引き続き財政基盤の強

化に取り組まれることを望むものである。

参考資料

1 用語解説

(1) 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、当該公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の健全化を示すもので、資金の不足額を公営企業の事業規模で除して算定されるものである。

2 対象範囲の図表

| | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------------------------|------------------|---------|--------|----------|----------|---------|--------|--------------|--------------|
| 一般会計等 | 一般会計 | | 該当なし | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | ※公営企業会計ごとに算定 | |
| | 一般会計等に属する特別会計 | | | | | | | | | |
| 公営事業会計 | 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 | 国民健康保険事業 | | 該当なし | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | ※公営企業会計ごとに算定 | |
| | | 介護保険事業 | | | | | | | | |
| | | 後期高齢者医療事業 | | | | | | | | |
| | 公営企業会計 | 法適用公営企業 | 水道事業 | | 該当なし | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | ※公営企業会計ごとに算定 |
| | | | 公共下水道事業 | | | | | | | |
| | 法非適用公営企業 | 該当なし | | | | | | | | |
| 一部事務組合・広域連合 | | 城南衛生管理組合 | | 該当なし | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | ※公営企業会計ごとに算定 | |
| | | 京都府後期高齢者医療広域連合 | | | | | | | | |
| | | 京都地方税機構 | | | | | | | | |
| | | 京都府自治会館管理組合 | | | | | | | | |
| | | 淀川・木津川水防事務組合 | | | | | | | | |
| 地方公社・第三セクター等 | | 城南土地開発公社 | | 該当なし | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | ※公営企業会計ごとに算定 | |
| | | (公財)城陽市民余暇活動センター | | | | | | | | |
| | | (株)サンガタウン城陽 | | | | | | | | |
| | | (一財)城陽山砂利採取地整備公社 | | | | | | | | |

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2～3

略